

# 二級建築士・木造建築士 登録申請案内

申請の前に必ずお読みください

熊本県指定登録機関  
公益社団法人 熊本県建築士会  
令和2年3月1日

## 目 次

1. 登録申請のご案内	1
2. 各種登録申請手続きについて	2
I. 免許申請（新規登録）	3～10
II. 事項変更届・書換交付申請	11
III. 再交付申請	12
IV. 書換交付申請（携帯型免許証明書への変更）	13
V. 住所等の届出	14
VI. その他申請	14
3. 申請受付について	16
4. 免許証交付について	16
5. 申請書類等不受理の返却について	17



## 2. 各種登録申請手続きについて

### I. 免許申請（新規登録）

#### 免許の登録〔建築士法第4条第3項、第5条第1項〕

二級建築士、木造建築士になるには、二級建築士試験、木造建築士試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。二級建築士、木造建築士名簿に登録することによって行われます。〔建築士法第4条第3項、第5条第1項〕登録がなされていないと試験に合格していても二級建築士、木造建築士ではないため、建築物の設計・工事監理を行うこと、二級建築士事務所、木造建築士事務所の管理建築士となること、及び二級建築士、木造建築士の名称を用いることができません。〔建築士法第3条の2、第24条〕

#### 絶対的欠格事由〔建築士法第7条〕

次の各号のいずれかに該当する者は、二級建築士、木造建築士の免許が受けられません。

1. 未成年者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
3. この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
5. 第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第9条第1項第1号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

#### 相対的欠格事由〔建築士法第8条〕

次の各号のいずれかに該当する者は、二級建築士、木造建築士の免許が受けられません。

1. 禁錮以上の刑に処された者（建築士法第7条第2号に該当する者を除く。）
2. この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（建築士法第7条第3号に該当する者を除く。）
3. 心身の故障により二級建築士、木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

#### 建築士法の改正（令和2年3月1日改正）に伴う免許申請

令和2年建築士法の改正により、改正前は建築士試験受験時の要件となっていた実務経験が免許登録要件となり、免許登録の際までに積んでいけばよいこととなりました。

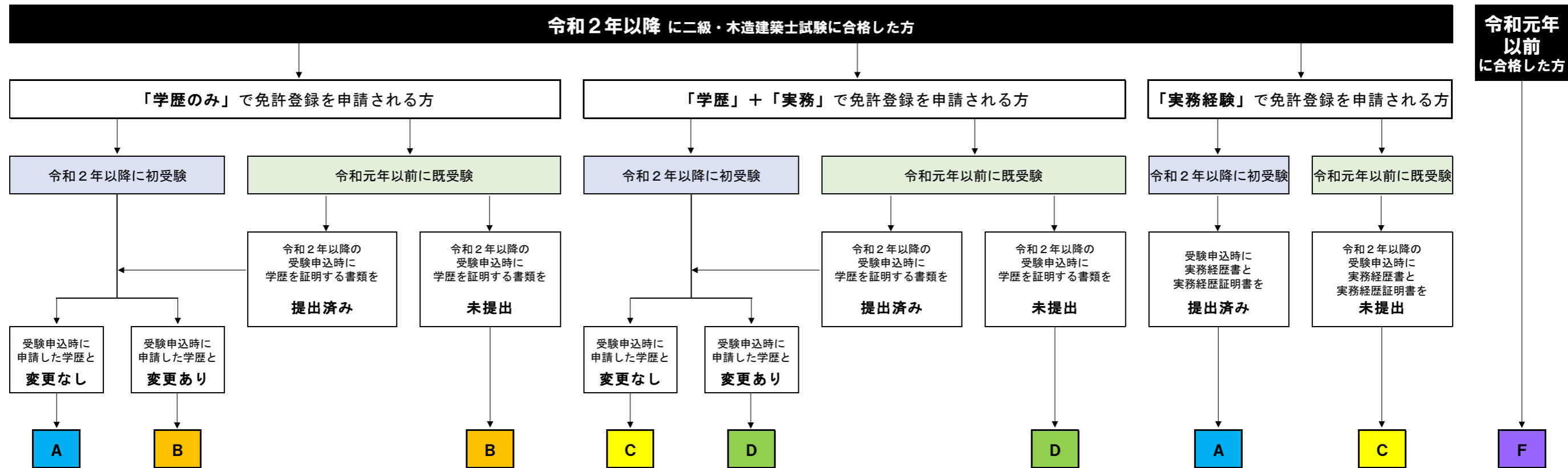
つきましては、令和元年以前に二級建築士、木造建築士を合格された方と令和2年以降に合格された方の申請に必要な提出書類が異なります。

また、必要な実務経験年数については合格通知書に記載してありますのでご確認ください。

なお、必要な提出書類については、別表の【登録申請時における提出書類フロー図】

にてご確認ください。

【登録申請時における提出書類フロー図】



**令和元年以前の二級・木造建築士試験に合格された方**  
 登録要件（実務経験）を既に満たしており、経過措置が適用されるため、必要書類、申請手数料等については、これまでと変わりません。

**令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方**  
 （令和元年以前既受験者も含む）  
 従来の必要書類に加え、申請手数料の変更、かつ実務経歴書、実務経歴証明書等の提出が必要になります。

**「建築設備士」の資格で、令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方**  
 登録要件を満たしているため、必要書類は、**A** となります。ただし、令和元年以前に既受験で、令和2年以降の受験申込時に、資格を証明する書類を未提出の場合は、**E** となります。

		A	B	C	D	E	F
必要書類	二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書	○	○	○	○	○	○
	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用	○	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○	○
	証明写真 2枚	○	○	○	○	○	○
	合格通知書	○	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書（原本）	○	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ
必要書類※	申請手数料の払込受付証明書類	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	19,300円
	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×	×
	建築設備士試験合格証書または建築設備士講習受講証書または建築設備士登録証のコピー	×	×	×	×	○	×
	実務経歴書	×	×	○	○	×	×
	実務経歴証明書	×	×	○	○	×	×

※ 改正建築士の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、又は新たに提出が必要となった書類

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **A** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がない方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出し、提出から学歴の変更がない方
- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時に『実務経歴書』と『実務経歴証明書』を提出されている方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書 [A 4判] (表・裏) 木造建築士免許申請書 [A 4判] (表・裏)	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請(新規)用 [A 4判]	
3	本籍の記載のある住民票写し(原本) ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本(抄本)が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書(製図の合格通知書)	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類(旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本) ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	印鑑(認印)	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー(写真の顔がはっきりとわかるもの)」を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</li> </ul>		

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **B** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がある方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出していない（未提出の方）

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	学歴を証明する書類（原本） ※下記の通り入学した年で提出する証明書が異なります。 ★入学が平成20年（西暦2008年）以前の方 ⇒ [卒業証明書] ★入学が平成21年（西暦2009年）以降の方 ⇒ [指定科目修得単位証明書・卒業証明書]	・「卒業証明書」 又は ・「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」
10	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</li> </ul>		

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **C** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がなく、登録時における実務経験年数が必要な方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出し、提出時から学歴の変更がなく、登録時における実務経験年数が必要な方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕(表・裏) 木造建築士免許申請書〔A4判〕(表・裏)	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請(新規)用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し(原本) ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本(抄本)が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書(製図の合格通知書)	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類(旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本) ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	実務経歴書(所定の書式にて提出)	勤務先毎(自営業を含む)の実務経歴を記入
10	実務経歴証明書(所定の書式にて提出)	勤務先毎(自営業を含む)の実務を証明
11	印鑑(認印)	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要



<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。 ※受付書発行後も実務内容の審査により書類をご返却、ご連絡する場合があります。</li> </ul>
<b>■ 実務経歴書について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務経歴書は勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。</li> <li>○ 建築実務を行った内容を【別紙】「<u>建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト</u>」内における対象実務の例示から選択、コード番号をご記入ください。 また、対象実務の例示リストは、建築士法改正前と後に表が分かれています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月29日以前の実務</li> <li>・令和2年3月1日以降の実務</li> </ul> 改正見直しにより拡大された実務は、施行日（令和2年3月1日）前に行っても実務経験としてカウントできません。 建築実務を行った期間により、対象となる実務の内容を選択、ご記入ください。 </li> </ul>
<b>■ 実務経歴証明書について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務経歴証明書は『実務経歴書』勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。</li> <li>○ 証明者について <ul style="list-style-type: none"> <li>《<u>建築設計事務所の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する建築士事務所の開設者</li> <li>2. 申請者が所属する建築士事務所の管理建築士</li> <li>3. 申請者が所属する建築士事務所の所属建築士</li> <li>《<u>建築設計事務所以外の法人の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する法人の代表者</li> <li>2. 申請者が所属する法人の代表権を持つ役員</li> <li>《<u>行政・独立行政法人の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する行政・独立行政法人の部署等の公印を有する所属長</li> <li>《<u>教育・研究の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する教育機関の学長（校長）または学部長・研究科長</li> </ul> </li> <li>○ 証明者について、虚偽の証明を行った場合には、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。</li> </ul>
<b>■ 会社が倒産している場合の提出書類について</b>
<p>実務を行った会社がすでに倒産している場合も、<u>『実務経歴書』、『実務経歴証明書』の提出は必須</u>です。</p> <p>また、申請する実務を行った会社がすでに倒産している場合、当該会社に所属していたことを証明する書類（<u>源泉徴収票、社会保険加入記録書など</u>）が必要です。</p>
<b>■ 登録要件を満たさない（書類返却）の場合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務内容の審査を経て、実務経験が満たしていないと判断した場合は、申請書類をご返却いたします。その際には、建築士会窓口まで書類を取りに来ていただくか、郵送によりご返却いたします。（送料はご負担いただくことになります）</li> <li>○ 申請手数料は還付請求が可能です。 また、ご返却しました『振替払込受付証明書』は、次回の申請手続きの際にも使用できますので、原本を必ず保管ください。</li> <li>○ 登録要件を満たさず、ご返却の場合は改めてご連絡いたします。</li> </ul>

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **D** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更があり、登録時における実務経験年数が必要な方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出しておらず（未提出）、登録時における実務経験年数が必要な方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	学歴を証明する書類（原本） ※下記の通り入学した年で提出する証明書が異なります。 ★入学が平成20年（西暦2008年）以前の方 ⇒ [卒業証明書] ★入学が平成21年（西暦2009年）以降の方 ⇒ [指定科目修得単位証明書・卒業証明書]	・「卒業証明書」 又は ・「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」
10	実務経歴書（所定の書式にて提出）	勤務先毎（自営業を含む）の実務経歴を記入
11	実務経歴証明書（所定の書式にて提出）	勤務先毎（自営業を含む）の実務を証明
12	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要

<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。 ※受付書発行後も実務内容の審査により書類をご返却、ご連絡する場合があります。</li> </ul>
<b>■ 実務経歴書について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務経歴書は勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。</li> <li>○ 建築実務を行った内容を【別紙】「<u>建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト</u>」内における対象実務の例示から選択、コード番号をご記入ください。 また、対象実務の例示リストは、建築士法改正前と後に表が分かれています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月29日以前の実務</li> <li>・令和2年3月1日以降の実務</li> </ul> 改正見直しにより拡大された実務は、施行日（令和2年3月1日）前に行っても実務経験としてカウントできません。 建築実務を行った期間により、対象となる実務の内容を選択、ご記入ください。 </li> </ul>
<b>■ 実務経歴証明書について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務経歴証明書は『実務経歴書』勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。</li> <li>○ 証明者について <ul style="list-style-type: none"> <li>《<u>建築設計事務所の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する建築士事務所の開設者</li> <li>2. 申請者が所属する建築士事務所の管理建築士</li> <li>3. 申請者が所属する建築士事務所の所属建築士</li> <li>《<u>建築設計事務所以外の法人の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する法人の代表者</li> <li>2. 申請者が所属する法人の代表権を持つ役員</li> <li>《<u>行政・独立行政法人の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する行政・独立行政法人の部署等の公印を有する所属長</li> <li>《<u>教育・研究の場合</u>》</li> <li>1. 申請者が所属する教育機関の学長（校長）または学部長・研究科長</li> </ul> </li> <li>○ 証明者について、虚偽の証明を行った場合には、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。</li> </ul>
<b>■ 会社が倒産している場合の提出書類について</b>
<p>実務を行った会社がすでに倒産している場合も、<u>『実務経歴書』、『実務経歴証明書』の提出は必須</u>です。</p> <p>また、申請する実務を行った会社がすでに倒産している場合、当該会社に所属していたことを証明する書類（<u>源泉徴収票、社会保険加入記録書など</u>）が必要です。</p>
<b>■ 登録要件を満たさない（書類返却）の場合</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務内容の審査を経て、実務経験が満たしていないと判断した場合は、申請書類をご返却いたします。その際には、建築士会窓口まで書類を取りに来ていただくか、郵送によりご返却いたします。（送料はご負担いただくことになります）</li> <li>○ 申請手数料は還付請求が可能です。 また、ご返却しました『振替払込受付証明書』は、次回の申請手続きの際にも使用できますので、原本を必ず保管ください。</li> <li>○ 登録要件を満たさず、ご返却の場合は改めてご連絡いたします。</li> </ul>

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **E** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『資格を証明する書類』を提出していない（未提出の）方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	資格を証明する書類（コピー）	建築設備士試験合格証書または建築設備士講習受講証書または建築設備士登録証
10	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<p>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</li> </ul>		

◆令和元年以前の建築士試験に合格した方【フロー図 **F** の方】

必要書類及び申請手数料等について、これまで（士法改正前）と変わりありません。

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・19,300円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<p><b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b></p> <p>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</p> <p>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</p> <p>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</p>		

## Ⅱ 事項変更届・書換交付申請

- 登録事項を変更する場合（①姓名 ②生年月日）
- 免許に記載されている姓名の新字体漢字を戸籍と同じ字形に修正する場合
- 新たに旧姓や通称名（外国人登録済証明書）の併記をする場合
- 現在記載されている旧姓や通称名の併記を削除する場合

### 【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級・木造建築士登録事項変更届出書 二級・木造建築士免許証書換交付申請書〔A4判〕	
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（変更）用〔A4判〕	
3	二級建築士免許証（免許証明書）又は 木造建築士免許証（免許証明書）のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許証がない場合は、亡失したことの届出が必要になりますので、再交付申請書を同時にご提出ください</li> <li>・申請手数料は5,900円となり、どちらかの申請書に払込受付証明書を貼付してください。</li> </ul>
4	二級建築士免許証（免許証明書）又は 木造建築士免許証（免許証明書）の原本	照合のため
5	戸籍謄本（抄本） ※外国籍の場合は、戸籍謄本（抄本）に代えて在留カード（の写し）又は特別永住者証明書を提出願います。	発行日から6ヶ月以内
6	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦45mm×横35mm</li> <li>・無帽、無背景、正面上三分身</li> <li>・6ヶ月以内に撮影したもの</li> </ul>
7	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,900円</li> <li>・必ず申請者名で納付</li> </ul>
8	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
9	印鑑（認印）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正がある時のために必要</li> <li>・郵送の場合は不要</li> </ul>
<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送にて申請される場合は、「建築士免許証（免許証明書）のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</li> <li>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</li> <li>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</li> </ul>		

### Ⅲ. 再交付申請

免許証（免許証明書）を亡失・汚損した場合

カード型免許の写真を変更する場合。

※失った免許を発見した場合は、10日以内に免許を建築士会へ提出する。

#### 【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級・木造建築士免許証（免許証明書）再発行申請書 〔A4判〕	建築士登録番号、年月日の欄はデータベースにて照会しますので空欄でご持参、又はご郵送ください
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（変更）用〔A4判〕	
3	汚損した、二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）のコピー	・亡失の場合は必要なし
4	汚損した、二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）の原本	・照合のため ・亡失の場合は必要なし
5	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限ります。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
6	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・5,900円 ・必ず申請者名で納付
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<p><b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b></p> <p>○ 郵送にて申請される場合は、「建築士免許証（免許証明書）のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</p> <p>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</p> <p>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</p>		

## IV. 書換交付申請（携帯型免許証明書への変更）

- カード型免許への変更の場合  
 姓名旧字から新字への変更の場合

### 【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級・木造建築士免許証書換交付申請書（携帯型免許証明書への変更）〔A4判〕	
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（変更）用〔A4判〕	
3	二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）のコピー	
4	二級建築士免許証（免許証明書）又は木造建築士免許証（免許証明書）の原本	・照合のため
5	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
6	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 口座番号：01790-0-52675</li> <li>▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会</li> </ul> </div>	・5,900円 ・必ず申請者名で納付
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<b>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</b>		
<p>○ 郵送にて申請される場合は、「建築士免許証（免許証明書）のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</p> <p>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</p> <p>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</p>		



## V. 住所等の届出

- 現住所、勤務先を変更の場合

### 【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	熊本県二級・木造建築士住所等の届出	全ての項目をご記入ください。
2	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
3	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<b>■ 郵送による申請の場合</b>		
<p>○ 郵送にて申請される場合は、「建築士免許証（免許証明書）のコピー」または「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</p> <p>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</p>		

## VI. その他申請

- 免許取消  
 死亡届  
 失踪宣告届  
 建築士法第8条の2第2号の届出  
 建築士法第8条の2第3号の届出

### 【申請に必要な書類】

<b>■ 免許取消申請</b>		
書 類 等		届出義務者
1	二級・木造建築士免許取消申請書	申請者本人
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	本人確認ができる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	

■ 死亡届		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	戸籍法による死亡届出義務者
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	
■ 失踪宣告届出		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	戸籍法による失踪届出義務者
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	
■ 建築士法第8条の2第2号の届出		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	申請者本人
2	二級・木造建築士免許証（免許証明書）	
3	戸籍謄本（抄本）	
4	本人確認が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
5	印鑑（認印可）	
■ 建築士法第8条の2第3号の届出		
書類等		届出義務者
1	死亡等届出書	申請者本人 又は その法定代理人 若しくは 同居の親族
2	医師の診断書 （病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み、 その他参考となる所見を記載したもの）	
3	届出義務者が確認できる公的な身分証明書（原本提示）	
4	印鑑（認印可）	

### 3. 申請受付について

#### Ⅶ. 申請窓口

申請受付日	業務日（土日祝日、年末年始及び本会が休業日とする日を除く）		
申請受付時間	午前9：00～午後4：00		
申請受付場所	公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局申請窓口		
申請手続き者	1	本人（原則）	
	2	代理申請の場合	[必要書類] ①代理人の身分証明書 ②委任状 ③申請者本人の身分証明書コピー （申請書類貼付写真と照合のため）
	3	郵送申請の場合	送付方法は簡易書留による

### 4. 免許の交付について

#### Ⅷ. 免許証の交付

交付日	業務日（土日祝日、年末年始及び本会が休業日とする日を除く）		
交付時間	午前9：00～午後4：00		
交付場所	公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局交付窓口		
受領者	1	本人（原則）	代理申請及び郵送申請の場合、免許の受取りは必ず本人がすること
	2	代理人による受領の場合	申請手続きを必ず本人がしていること [必要書類] ①代理人の身分証明書 ②委任状 ③印鑑（認印）
	3	郵送による受領の場合	申請手続きを必ず本人がしていること

#### 【登録地と居住地が相違する場合の特例】

郵送又は代理人で申請を行おうとする申請者が、遠隔地に居住する者で本会窓口での受理が困難であると認められる場合は、申請者が居住する建築士会の窓口で本人確認を受け受理を行うことができる。  
この場合、申請者が居住する建築士会の事前了承を必要とする。

## 5. 申請書類等不受理の返却について

### Ⅹ. 不受理の返却

郵送により申請されたものについて、何らかの理由により受理することができなかった申請書類は、郵送（簡易書留）又は宅配便にて申請書の現住所に申請者宛返却します。

### 【申請・問合せ先】

公益社団法人 熊本県建築士会 本会事務局

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目3-7

TEL 096-383-3200 / FAX 096-383-1543

E-mail LEB03540@nifty.ne.jp

### 〔所在地〕

